

令和7年度第5回 京都府最低賃金専門部会

議 事 録

令和7年8月8日（金）

午前9時30分～12時20分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都地方最低賃金審議会

令和7年度 第5回 京都府最低賃金専門部会

令和7年8月8日（金） 午前9時30分から12時20分まで

（京都労働局 6階会議室）

●労側委員、■使側委員、○公益、事務局

【全体審議】

○櫻井部会長

ただいまから第5回京都府最低賃金専門部会を開催いたします。事務局から出席状況をお願いいたします。

○川部賃金室長

本日も皆さんありがとうございます。よろしくお願いします。

本日の出席状況についてご報告いたします。

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名、計8名の出席につき、本日の専門部会は有効に成立しております。

また、本日の議事は非公開ですが、議事録は作成するため、議事録署名人を決めていただきますようお願い申し上げます。

○櫻井部会長

はい、ありがとうございます。本専門部会が成立していることを確認しました。

本日の議事録署名人については、大西稔委員、沼田委員にお願いします。

では、よろしくお願いいたします。そうしましたら本日の会議の中身に移らせていただいてよろしいですか。

●■○各側委員

（意見等なし。）

○櫻井部会長

そうしましたら、まず全体審議の方に入りたいと思います。昨日の第4回の専門部会では、第3回専門部会で使用者側が提案してくださった案を受けまして、さらに公労協議、公使協議を繰り返し行うことができました。最終的には、労働者側は引き上げ額64円、使用者側は61円というところまで歩み寄りいただくことができました。

今後、この改正額の審議につきましては、8月18日、19日の専門部会で、引き続き審議していく予定ですが、この金額の審議に関しまして、全体審議の場でお伺いしておいた方が良いということが、もしありましたらお願いします。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○櫻井部会長

よろしいですか、はい。特に無いようでしたら、次の議題に進みたいと思います。本日は部会長報告における付帯決議について審議したいと考えております。

原案につきましては、沼田委員が昨日の会議が終わってから遅い時間に作成してくださったということです。どうもありがとうございます。

では、まず沼田委員の方からご説明お願いいたします。

■沼田委員

今日のトランプ関税の件とか、その辺も含めて皆さんで訂正なり、修正をしていただけたらと思っています。

また、この原案を作るにあたっては、昨日の部会が終わってから始めたので、使用者側にも何も意見の調整ができておらず、全く私の個人的な判断で作成したものであることをご了解いただいた上で、皆さんのご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

最賃の金額がまだ決まってない中ですが、ほぼ方向は見えてきたと思いますので、そんなことも頭に置きながら書きました。それについてもよろしくお願いします。

それから会長名は、私が書くのはどうかと思ひまして外しております。それと、この本文の3行目についても、労使の意見が最終どうなるかというのが分かりませんので、ここも空けて書かせていただいております。

では、中身に入ります。なお書きのところからですが、「今回の報告にあたっては、材料費、エネルギーの高騰を背景に、特に中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は二極化している現状」ということがあります。それと付け加えたのが、「米国の関税引き上げにより予想される影響」として、ほぼ関税が決まっていたので引き上げと書きましたが、関税自体もコロコロ変化しているので、この表現は少しどうかと思ったのですが、とりあえずこう書かせていただいております。

これを踏まえて「以下のことを要望する」というところ、この要望について「フィードバックを強く求める」というところについては、昨年と同じ内容です。

そこで1番では、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境の整備ということで、要望をあげています。「政府の掲げる賃上げを起点とした成長型経済の実現」と書いてあるのですが、次の「実現」を「達成」と修正していただけますでしょうか。「実現」「実現」と繰り返しているためです。「実現を達成するため

にも、生産性向上に向けた」、ここは前回「生産性向上に向けた、現行補助制度の思い切った」と書いたのですが、これではなかなか伝わらないかなと思い、一つだけ、事業を入れさせていただきました。「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、一般的に言う「ものづくり補助金」です。この名前を入れて、具体的なことを示すために、「等」という形で入れさせていただいています。

それと、そういった（補助制度の）「要件緩和や拡充」、それと「価格転嫁対策の一層の徹底」、それに加えて、「中小企業・小規模事業者を対象とした消費税」と書いたのですが、消費税に限定する必要もないということで、「消費」を消し、「税の減免であるとか、社会保障料の管理と公的負担による軽減措置など」という形で、こういったものについて支援を強く要望するとしました。

それから2番については、今回の引き上げが、事業者に対して影響を軽減できるような措置をしていただきたいということで、頭には、この大幅な引き上げということが書きたかったので、「今回の最低賃金の大幅な引き上げが中小企業・小規模事業者の倒産や廃業の増加につながらないように、その影響を軽減するために」ということで書かせていただきました。

そして、①②③と少し分かりやすくして、前回から訂正をしております。①では業務改善助成金の件、②についてはキャリアアップ助成金の意見、それから③に新たに入れたのが賃上げ促進税制です。賃金引き上げを行った企業に対して、法人税の優遇措置を行う、税制をきっちりと拡充してほしいということを書きました。例えば、賃上げ促進税については、法人税は最大20%を上限とするとなっていて、法人税をあまり納めてないところについては、効果が全然限定されるということもあります。ですので、そういった内容も含めて大幅な拡充とさせていただきます。さらには新たな支援策の創出を強く要望するということです。

それから3番は、「年収の壁」の件です。ここも強く書いたほうがいいかなと思い、書きました。前は支援強化パッケージというのも書いたのですが、これもわざわざ書くこともないと思ひまして、それよりも法的なところを一刻も早くということで強調し、「講じることを強く要望する」としています。

それから4番は、地域間格差の件です。これは京都から出すのもどうかと思うのですが、去年はこの部分がかかなり、京都の中でも「兵庫県と」とか「大阪と」という話になりましたので、ここも残しておいたのと、プラスして外国人について書かせていただきました。

まもなく、今の技能実習が育成就労に変わり、育成就労制度が実施されるということもあります。育成就労制度に変わると、外国人の転籍、府県をまたがった移動がかかなり可能になるということもありますので、育成就労外国人の転籍が大きく拡大することが予想されるという状況になります。

外国人は最低賃金で就労されている方が多いということもありますので、地域間格差があると、やはり都会、（賃金等の）高いところに移動されていくということもあります。こういったことも予想される中、中央の審議会においてこの点も含めて地域間格差をどうするか議論してほしいということで、今回はこの外国人の問題を付け加えております。

これはもう1回言いますが、京都が言うべきことなのかわからないのですが、一石を投じた方がいいと思って、中賃の方でもあまり外国人のことを議論はされてな

いということを知ったので、付け加えさせていただいております。また、皆様のご意見を頂戴したいと思います。

最後に5番です。この項目を書くかどうかも含めて、皆様方のご意見を頂戴したいのと、あと5番目に書いたらいいのか、どこの場所で書いたらいいのかというところについても、全体の流れがありますので、ご審議をお願いしたいと思います。

今回、国は閣議決定で「中賃の目安を超える最低賃金の引き上げが行われた都道府県においては、生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金であるとか、交付金、こういったものを都道府県に支援をすることで、中小企業の後押しを大胆にする」としているのですが、この京都の審議会においても、この支援内容を踏まえて最低賃金の議論を行うべきと考えます。

そのため、当然ながら審議会でも最低賃金の価格決定をするまでに具体的な内容の提示があるものと見込んでいましたが、「現時点に至るまでこの詳細な情報が一切なく、審議会の議論が空転するなど、本来の方向性を欠く事態になったところである。このような状況については、やはりこの最低賃金審議会の実効性ある審議の確保の観点からも極めて残念な事態で、やはり看過できないと考えている。この件について令和7年の審議会として、「遺憾の意を申し述べるものである」と、少し強いかなと思ったりするのですが、とりあえずこうした内容で書かせていただいて、5番目に置いたということです。

こういったことでまとめましたので、皆様方のご意見を頂戴したいと思います。

○櫻井部会長

はい、ご説明どうもありがとうございました。

只今のご説明を踏まえまして、これは労使個別にお話させていただくのが良いかと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それで沼田委員が先ほど説明されたように、使側の内部でもまだ詳細に検討が必要であるということでしたので、しばらくそれぞれで個別にお話しいただくということで、時間を取りたいと思います。20分程度でいかがでしょうか。よろしいですか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○櫻井部会長

では、20分で個別協議をしたいと思いますので、場所について事務局からご案内いただきます。

○川部賃金室長

本日の個別協議ですが、労側委員の皆さんは6階小会議室で、使用者側委員の皆

さんは 7 階会議室でお願いしたいと思います。ただいまの時間からですと、移動する時間なども含めまして、その時計で 10 時 10 分頃に、まず労側委員の皆さんの部屋に寄せていただき検討結果やご意見をお聞きして、一通りお聞きした後、使側委員の皆さんの方にお伺いする、という流れで進めたいと思います。

そうしましたら、労側の皆さんは小会議室、使側の皆さんは 7 階会議室へ、事務局の案内にもとづいて移動いただけますでしょうか。到着後、ご検討を開始していただくようお願いいたします。

■沼田委員

これ（付帯決議）を先に終えたいと考えていますので、よろしくお願いします。

【個別協議】

【全体審議】

○櫻井部会長

では、全体審議を再開いたします。今日も限られた時間の中ではありましたけれども、双方からご意見をお聞かせいただきました。どうもありがとうございました。

発効日に関する議論に関しては、簡単にですが、今日の経過についてお伝えさせていただきます。発言をしていただくのはその後でよろしいでしょうか。

■沼田委員

後でいいです

○櫻井部会長

はい。ありがとうございます。

使用者側からは当初、12 月 1 日で発効日を設定したいということでした。これは、今回仮に目安額で結審したとして、一般労働者の 9.7 パーセントという非常に大きな割合の労働者に影響が及ぶことから、賃金表の改定にかけられる時間なるべく長くなってほしいということ。それからもう一点は就労調整の問題があり、翌月からであれば 12 月 1 日発効なるべく影響を抑えられるということで、就労調整の対応が極めて大変であるということから最初 12 月 1 日という期日をいただきました。

労側からは、可及的速やかに、一日でも早く発効するのが本来である、ということで、受け入れがたいということでした。

その後使用者側からは、1 ヶ月早めて 11 月 1 日であれば止むを得ない、ということまで歩み寄っていただきました。ですが、先ほど労側に 11 月 1 日をお伝えしたところ、「労働者側としては最賃がセーフティーネットとして生存権に関わる存在であると認識しているので、この点は一貫して変わるものではない。この改定が確

かに事業所の担当者にとって非常に大変な作業だということは理解するが、やはり労働者の生活に大きな影響を及ぼす最賃であるということを考えると、最優先して早期発効を目指すということが筋である」という先ほどの主張を、さらに補足する形で労側の見解をいただいたところです。ですので、11月1日であっても認められないというのが、今のところの労側の見解ということでご主張いただいています。

今、全体審議の場に変まりましたので、もしこの場で、労使双方、補足されたいことや、ご意見がありましたら、時間がもう厳しいと思いますが、ご発言いただければと思います。

■沼田委員

はい。使側の主張はそのとおりで行きたいので、今ご回答では承知いただけなかったのですが、11月1日ということで引き続き議論したいと思います。ただ、一つ提案したいのが、付帯決議を最終的にどうするのかというのがありますが、付帯決議にも発効日のことについて書いてもいいのかなと今思っています、どう書くかはまたということですけど。

もしくは、皆さんが了解していただけるなら、案を1回出したいと思いますが、いかがでしょうか。

○櫻井部会長

それを検討するのはお盆が明けてからの8月18日のところになりますか。

■沼田委員

そうです。

○櫻井部会長

原案としては、14日までに修正案を用意しようということだったので。

■沼田委員

そこに出します。間に合わせます。

○櫻井部会長

わかりました。では、よろしいですか。

●大西稔委員

はい。さっきも言った通り、ちゃんと返したいぐらいの思いもありますので。

○櫻井部会長

発効日の件でしょうか。返したいというのは。

●大西稔委員

中賃の方にも、ちゃんと付帯決議として返したい、というふうに思います。

■深沢委員

それは（使側が考えている内容とは）多分少し違う可能性があると思います。

○櫻井部会長

そう思います。

■深沢委員

2029 年に向けて大幅に引き上げていくことを想定するならば、働き控え対策が十分にはこの期間でやはり取れないと思います。そうすると、働き控えが起こったとしても年間で吸収できるので、1 月 1 日発効とかは一番影響が少ない、ということを実は使用者側としては主張したいのです。

（発効日が）10 月 1 日である理由が何かあるのだったらですが、多分、行政のスケジュールとかいろんなことで 10 月 1 日に決まってるだけなのだろうと個人的には思っています。何か理由があるのだったら教えていただきたいです。

1 月 1 日であれば税務年度が 1 月から 12 月となるでしょう。そうした方が引き上げていくのも、経営者側としてもまだやりやすくなるのかなというのはあります。

■沼田委員

労側は 1 日も早く、とおっしゃられています。

■深沢委員

そこはやっぱり隔たりがあります。

■沼田委員

春闘が決まり注目も出てきた中で 1 日でも早くといったら、こんなペースになるというようなことをおっしゃりたいと理解するのですけれども、そのお互いの双方の（主張を）書けたらなと思います。

■深沢委員

両方が書いてもいいと思います。

●大西稔委員

私の意図としては、そういう全体に関わるところでの内容なので、一地方だけで決めるのではなくて、背景趣旨も含めて中賃でちゃんと審議して地方におとす、という趣旨で返すということです。

■深沢委員

そうですね。それは一緒ですね。

■沼田委員

少し内容は隔たりがあるかもしれませんが、一応案を作ってみますので、これは認められない、というであつたら、そう言っていただいても構わないです。とりあえず案を見ていただいて、ご判断をお願いしたいと思います。

■深沢委員

この話、我々が（発効日を）12月にとっているのは、経営者側の都合だけで申し上げているわけではなくて、働き控えの影響を受けるのは労働者だからです。労働者の皆さん、パートタイマーさんが働き控えをすることによって割を食うのは正社員の労働者だと思い、そういった人の負担を少しでも軽減する意味も含めて我々は主張しているつもりです。そういった意味で、国の仕組みとして1月1日発効ということになれば、労働者側としても、そういうものだということになるのかなと思います。

また、速やかに、というのは10月ではじゃなくて、もっと早く、という話になるのでしょうか、いろんなスケジュールになってくると、1月1日というのも悪くないのではないかなと思っています。その主張の違いはあるにせよ、それは地方に委ねるのではなくて、中央で決めてほしいと、私はそういう考えです。

○櫻井部会長

はい、両者はこれでご了解いただきましたか。ありがとうございます。

一応確認ですが、その1月1日っていうのは長期的な話であって、今回の発効日に関する議論とは別で、付帯決議の中では先々のことを念頭に置いて、ということですね。

■沼田委員

今年もそうできたらいいいのですが、間に合わないです。一日でも遅れることは罷りならない、遡及でプラスになった分を払うということが許されないということに

なると、10月途中の25日が給料日という会社が多い中で、正社員の給料を改正するのは物理的に対応不可能だと思うのです。パートタイマーの時給だけならまだしも、正社員の賃金表を書き換えとなると、労使交渉が必要になってきますし、少なくとも労働組合がなくても従業員代表とか事前の折衝も必要でしょうから、物理的に無理だと思います。

○河原委員

いえ、それであれば、付帯決議原案の文案を。

■沼田委員

付帯決議の案を任せるという話でしたけれど。

○本間賃金室長補佐

それでしたら、14日にいただいて、その案を私がまとめたものを、15日以降18日までに、労側の委員の方も含めてお送りさせていただくということによろしいでしょうか。

■沼田委員、深沢委員

はい、見ていただいた方がいいと思います。

○本間賃金室長補佐

お盆休みですが、どんなに遅くても18日の午前中までにはお送りして、目を通していただくということで、いかがでしょうか。

○櫻井部会長

15日以降18日までのところですね。

○本間賃金室長補佐

そこでご意見を返していただき、15日に私からお送りします。

○櫻井部会長

お休みの期間本当に大変申し訳ございません。

○櫻井部会長

では皆さん、今週この暑い中、本当にありがとうございました。お疲れ様でござ

いました。

そうしましたら、次回は8月 18 日 15 時ということでお願いいたします。それまでにメールでのやり取りなどもありますけれども、お会いするのは、そこまでしばらく空きます。

皆さん、どうぞお体にも気をつけてお過ごしください。どうも本日は大変ありがとうございました。